

## 日野町社会体育関係大会等派遣費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内小・中学生のスポーツの振興及び発展に寄与するため、日野町教育委員会が認めたスポーツ大会等に鳥取県代表として参加する団体又は個人に対し、参加に要する経費の一部を補助するために交付する日野町社会体育関係大会等派遣費補助金（以下「補助金」という。）に関し、日野町補助金等交付規則（昭和45年日野町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ大会 全国又は都道府県の各種スポーツ競技団体が主催する大会をいう。
- (2) スポーツ交流事業 スポーツを通じて交流を図ることを目的として、国又は地方公共団体が主催し、全国的な規模で開催される事業のうち、日野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた事業をいう。
- (3) スポーツ大会等 その他のスポーツ大会及びスポーツ交流事業をいう。

### (補助対象)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、予算の範囲で補助金を交付する。

- (1) 日野町体育協会又は日野町スポーツ少年団に加盟する団体が、スポーツ大会において、地域予選を経て鳥取県代表として上位の大会に出場する場合。
- (2) 日野町内に住所を有する者が、スポーツ大会において、地域予選を経て鳥取県代表として団体及び個人が上位の大会に出場する場合。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別に認めたスポーツ大会等に団体又は個人が出場する場合。

### (補助対象となる経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、大会会場までの交通費（以下「交通費」という。）及び宿泊費の合計額とし、補助基準は次に定めるところとする。

なお、宿泊費は大会出場のための最低必要なものとし、前泊、後泊は対象としない。

交通費	鉄道費、船賃、航空賃又はバス賃（以下「運賃」という。）で最も安価な経路を選択したときの実費相当額とする。 車賃は、1キロメートルあたり25円とする。
宿泊費	実費とする。ただし、県内宿泊の場合は1泊につき7,800円、県外宿泊の場合は1泊につき8,700円を上限とする。

- 2 第3条に定める補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）が、スポーツ大会等の主催者、スポーツ競技団体からスポーツ大会に参加することを目的とした助成金（補助対象者が受けた寄附金を除く。）等を受けたときは、当該助成金の額を前項に定める経費の合計額から控除するものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定めるところにより算出された経費の合計額（以下「経費合計額」とい

う。)の2分の1とし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(補助金の交付制限)

第6条 補助金の交付は、同一年度内において、1人につき2回を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとするものは、補助金等交付申請書及び次に掲げる書類を添えて、教育委員会を通じて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付を決定したときは、日野町社会体育関係大会等派遣補助金交付決定通知書(様式第1号)により、補助金の交付を申請した補助対象者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 申請者は、交付を決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするときは、日野町社会体育関係大会等派遣補助金変更申請書(様式第2号)を教育委員会を通じて町長に提出しなければならない。

(変更承認)

第10条 町長は、変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認したときは、日野町社会体育関係大会等派遣補助金変更承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、規則第18条に定める実績報告をしようとするときは、日野町社会体育関係大会等派遣補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) スポーツ大会等参加報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。